



## 消費生活ほっとニュース 第119号 令和8年2月10日発行



### 〈消費者注意情報〉



◎公式サイトで申請したつもりが申請代行業者だった！  
～電子渡航認証(ESTA等)の申請代行サイトに関する相談が急増！～

#### ◆◆◆相談事例◆◆◆



来月のアメリカ旅行に備え、電子渡航認証を取得するため、インターネット検索で上位に出てきたサイトにアクセスした。公式サイトだと思って申請し、手續が完了した。後日、クレジットカードの請求を確認したところ、約4万円と公式サイトの手續費用より高額だった。よく見ると、手續をしたサイトは申請代行業者のものだった。代行業者を利用するつもりはなかったので、返金してもらいたい。(40歳代 女性)

#### ◆◆◆ココに注意！◆◆◆

#### ★ 電子渡航認証(ESTA等※)に関する相談が急増中！

近年、渡航の際、電子渡航認証が必要な国が増えています。いずれも公式サイトからの申請が可能ですが、ネット検索で上位に表示された申請代行サイトを公式サイトだと勘違いして申し込んでしまい、想定外の手数料を請求されたという相談が急増しています。中でも、アメリカの電子渡航認証(ESTA(エスタ))の申請代行サイトに関する相談が目立っています。

※ カナダ(eTA)、イギリス(ETA)、オーストラリア(ETA)など

#### ★ 公式サイトから申請したい場合は、渡航先の政府の公式サイトで確認しましょう！

ネット検索で「ESTA」と入力した際、上位にあるサイトが公式サイトとは限りませんので注意が必要です。



渡航先が決まったら、まず渡航先の政府の公式サイトにアクセスし、電子渡航認証の申請方法や費用等を確認した上で、案内されているリンク先やアプリ等から手續をしましょう。

(参考)ESTA 公式サイト:米国国土安全保障省 <https://esta.cbp.dhs.gov/>

上記サイトでの申請費用は40米ドル(令和7年12月時点)

#### ★ 申請代行サイトで契約すると、手数料がかかります。事前に必ず費用や解約条件を確認しましょう！

申請代行を利用した場合、手数料が加わるため、公式サイトでの申請より高額になります。規約に申請後は解約できない旨が記載されていたり、既に認証を受けサービスが完了して

いると返金を求めるのは困難です。申込み前に、必ずサイトの内容や費用、解約条件等を確認しましょう。公式サイトと誤認させる表示だったり、最終確認画面で金額が表示されていなかつたときは、契約の取消しが可能な場合があります。最終確認画面等のスクリーンショットを取つておくと良いでしょう。

### ★ お困りの際は、お近くの消費生活センターに相談しましょう。

(出典)東京くらし WEB 令和7年12月22日:公表

#### 〈消費者トラブル FAQ〉

##### 【対処法編～断ったのに届いた海産物】

Q. 電話で断ったのに、海産物が届いた。対処方法を知りたい。

A. 回答

一方的に商品が送りつけられた場合、消費者が届いた商品を受け取っただけでは、購入を承諾したことにはなりません。



商品を受け取ってしまったり開封した場合でも、代金を支払う義務は無く、商品を直ちに処分できます。商品の発送元にその旨を伝えましょう。

##### ・消費生活相談窓口

消費者ホットライン「188(いやや！)」番

※最寄りの消費生活センターを案内する全国共通3桁の電話番号

##### ・詳しく知りたい方

① 電話で断ったのに、代引配達で料金を送りつけられた

[https://www.kokusen.go.jp/t\\_box/data/t\\_box-faq\\_qa2017\\_37.html](https://www.kokusen.go.jp/t_box/data/t_box-faq_qa2017_37.html)

② 急増！海産物の電話勧誘販売・送り付けトラブル

－「新型コロナウイルスの影響で収入が減って困っている」という電話に注意！－

[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220714\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220714_1.html)

##### 【通報編～飼育に問題のあるペットショップ】

Q. 飼育環境に問題があると思われるペットショップを見つけた。情報提供したい。

A. 回答

動物愛護管理法に違反していると思われる場合は、環境省のHPに掲載されている地方自治体の窓口にご相談ください。



・環境省\_地方自治体連絡先一覧【動物の愛護と適切な管理】

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/3\\_contact/index.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/3_contact/index.html)

※動物取扱業の監督は原則として都道府県・政令市の管轄です(一部中核市を除く)。



・詳しく知りたい方

飼育環境に問題があると思われるペットショップやブリーダーを見つけたら、どうしたらいいか。[https://www.kokusen.go.jp/t\\_box/data/t\\_box-faq\\_qa2021\\_30.html](https://www.kokusen.go.jp/t_box/data/t_box-faq_qa2021_30.html)

(出典)独立行政法人国民生活センター「消費者トラブル FAQ サイト」より抜粋

#### 〈情報提供〉

【消費者庁財産被害対策室】消費者安全法第38条第1項の規定に基づく情報提供について

・在宅ワークの求人情報をきっかけに、高額なコンサルティング契約をさせる事業者に関する注意喚起 [PDF: 3.3MB]

[https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer\\_policy\\_cms103\\_251219\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_policy_cms103_251219_01.pdf)



#### 〈各種講座のお知らせ〉

※詳細は →



<https://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/2005270958.html>

豊島区在住・在勤・在学の方の商品の購入や契約のトラブルなど、消費生活に関する相談は「豊島区消費生活センター」で受け付けています。

#### 【相談専用電話】

局番なし **188**(全国共通ダイヤル)

03-3984-5515(豊島区消費生活センター)

詳細はこちら ↓

<https://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/021970.html>



●発行・問い合わせ先: 豊島区産業振興課消費生活グループ TEL:03-4566-2416